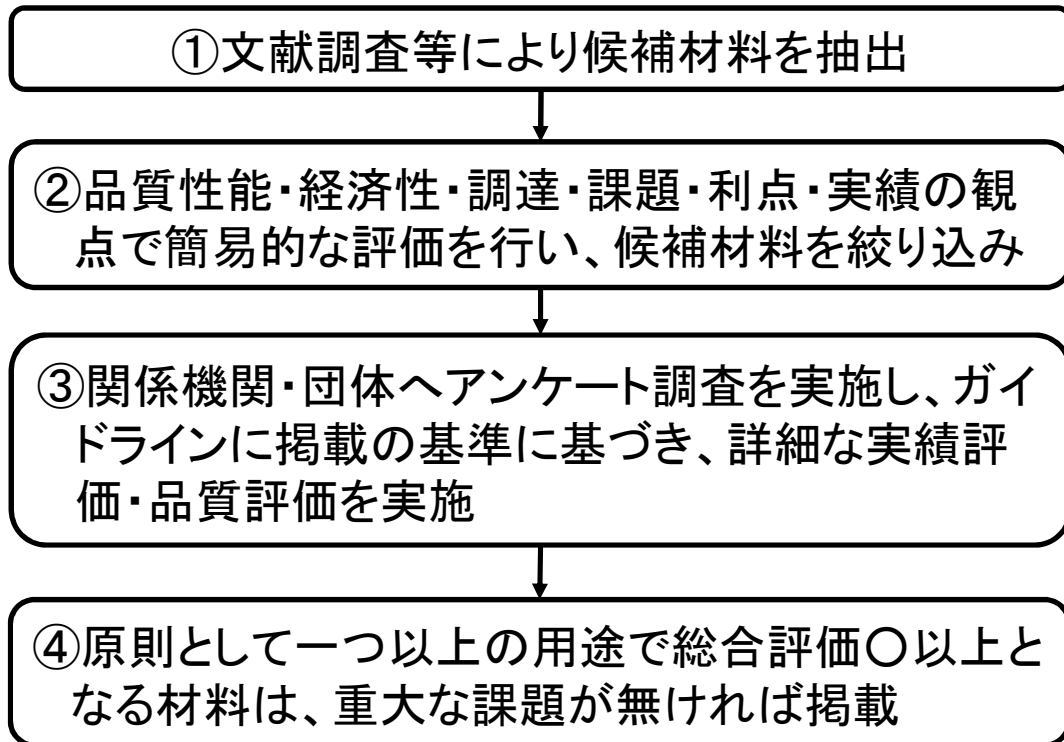


新規リサイクル材料選定の考え方（案）

令和4年度 第2回 港湾・空港等リサイクル推進検討会
令和5年2月1日

国土交通省 港湾局 技術企画課 技術監理室
国土交通省 国土技術政策総合研究所 港湾研究部
港湾施工システム・保全研究室



選定の考え方の根拠

- ・総合評価「○」の定義は、当該用途において「標準材料と同等、または利用実績や実証実験等で品質が確認され利用可能性の高いもの」であり、重大な課題が無ければ、リサイクル材料の利活用を推進するため、ガイドラインへ掲載することが有益と思料。
- ・ガイドラインに掲載済みの材料も、一つ以上の用途で総合評価○以上となっており、評価基準として整合。
- ・実績評価「c」以下または品質評価「D」以下の材料は、総合評価「△」以下となるため選定はしない。実績評価「c」以下の材料は、施工後の品質的な課題が存在する材料である。また、品質評価「D」以下の材料は、品質の根拠となる資料に課題がある、中立性・客観性が無いと考えられる材料である。
- ・なお、総合評価「○」以上でも、港湾・空港等整備において利用する上で重大な課題が無いか個別に検討した上で、選定の最終判断をする必要があることに留意。